

どうなる会社の機関

問 新会社法では、株式会社の取締役会や監査役などの機関を、置くか、置かないかは、会社が自由に決められるのですか。

また、役員の任期は、自由に決められますか。

答 新会社法では、定款自治の原則が大幅に認められ、会社の機関の設置や役員の任期も、ある程度、自由となりました。機関の設定は、いくつかの組合せが考えられます。

また、公開会社と非公開会社では、組合せが異なります。

◇公開会社と非公開会社

株を譲渡するのに、取締役会の承認を必要とする会社は、株式譲渡制限会社、または、非公開会社といえます。取締役会の承認が必要でなく、制限がない会社を公開会社と呼んでいます。

◇非公開会社は取締役会を置かなくて良い

株式会社の機関は、次のようになります。

(1) 株主総会と取締役は、必ず設置しなければなりません。

経営の散歩道

新会社法の対応 2

— ざばり回答 —

日専連名誉講師 富山短期大学名誉教授
川中清司

(2) 取締役会は、公開会社では設置が必要ですが、非公開会社では、設置しないこともできます。

(3) 代表取締役は、取締役会を置く会社は必要です。

取締役会を置かない会社では、有限会社法の機関設置にならなくて、原則として、各取締役が代表権を持つことになり、代表取締役を置く必要はありません。

なお、取締役が数名いるときは、代表取締役を選任することができず。

(4) 取締役会は、取締役三人以上

会社の機関設置のルール

すべての株式会社	株主総会と取締役は必須
非公開会社 (譲渡承認会社)	取締役会の設置は任意 ☆取締役会を設置しないと、監査役会・委員会を設置できない
公開会社 (譲渡制限ない会社)	取締役会の設置が必要
公開会社で、 ・監査役会設置の会社 ・委員会設置の会社	取締役会の設置が必要
大会社は会計監査人の設置必要	会計監査人を設置するには、監査役・監査役会、又は委員会の設置が前提

◇監査役と委員会設置会社

上が必要で、二人では存在しません。二人の場合でも、代表取締役は置けます。

(1) 監査役は、非公開会社で、大会社でない会社では、置か

ないことができます。

(2) 公開会社であって、委員会等を置かない会社では、監査役会の設置が必要となります。

(3) 委員会等設置会社は、監査役を置くことができません。委員会等設置会社には、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の三つを置きます。大会社だけでなく、すべての会社を、委員会設置会社にすることができます。

◇会計参与の設置条件

(1) 会計参与は、新会社法で新しくできた機関で、取締役と共同して、会社の計算書類を作成したり、報告する役割を持つものです。税理士や公認会計士が、株主総会で選任されます。

(2) 義務的なものではなく、すべての株式会社に、任意に設置できます。監査役や会計監査人を置く場合でも置けます。

(3) 大会社でない非公開会社の場合で、取締役会を置いて監査役を置かない場合は、会計参与の設置が必要となります。

◇中小会社の機関設置パターン

会社法では、会社の分類を、大会社（資本金五億円以上、負債二〇億円以上）と、それ以外の会社に分けています。

○ 公開会社のパターン

- 1 取締役会＋監査役
- 2 取締役会＋監査役会
- 3 取締役会＋監査役＋会計監査人
- 4 取締役会＋三委員会＋執行役＋会計監査人

○ 非公開会社のパターン

- 1 取締役
- 2 取締役＋監査役
- 3 取締役＋監査役＋会計監査人
- 4 取締役会＋会計参与
- 5 取締役会＋監査役
- 6 取締役会＋監査役会
- 7 取締役会＋監査役＋会計監査人
- 8 取締役会＋監査役会＋会計監査人

機関の設定は公開会社と、非公開会社によって、上表のようなパターンを組むことができます。

◇取締役・監査役の任期一〇年に非公開会社は定款で伸長可能

- (1) 取締役の任期は、原則として二年ですが、非公開会社では、定款で最長一〇年まで伸ばすことができます。ただし、委員会等設置会社では、一年です。
- (2) 監査役の任期は原則として四年ですが、非公開会社では、定款で任期を最長一〇年まで伸ばすことができます。

